GA TECHNOLOGIES

第7期定時株主総会招集ご通知

日　　時　2020年1月28日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）

場　　所　ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター　Room A・B
東京都港区六本木三丁目2番1号　住友不動産六本木グランドタワー 9階

決議事項　第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案　補欠取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

株式会社 GA technologies（証券コード：3491）

CEO メッセージ

第7期も、果てしなく高い理念・ビジョンに対するチャレンジの年でした。第8期も、さらなるチャレンジをしていきます。

株式会社 GA technologies
代表取締役社長 CEO 樋口 龍



第7期に投資、チャレンジしてきたことは主に3つあります。

1:人材への投資
我々は組織を運営する上で以下3点を大切にしています。
① 常に組織を変化させること
② 常に社員全員のベクトルを合わせること
③ 常に情報をオープンにすること

2:M&Aへのチャレンジ
昨年2018年はイタンジ株式会社、リーガル賃貸保証株式会社の2社のM&Aを行い、2019年はさらにイエスリノベーション株式会社、株式会社 Modern Standardの2社のM&Aを行いました。

3:新規事業への投資
我々の掲げる戦略のうちの一つが、不動産に関連する領域への進出です。不動産業は、建設、金融、保険と非常に近い領域です。
建設領域には「BLUEPRINT by RENOSY」、
金融領域には「MORTGAGE GATEWAY by RENOSY」で参入しています。

2020年10月期の目標は3つあります。

1:「RENOSY」の認知度向上・ブランディング強化・オープン化
「RENOSY」はこれまでサードパーティーにサイトの開放をしておりませんでしたが、今後オープン化していきます。

2:イタンジの新賃貸サイト「OHEYAGO」の成功
まずはユーザーに利便性を理解してもらう為に、今期は物件数を増やし、成約事例を増やすことにフォーカスします。

3:海外にグループ会社数社の設立
今期中に海外にグループ会社数社の設立を考えております。

株主価値最大化のために
弊社の優先順位は変わらず、1番重要なのが顧客であり、2番目は社員、そして3番目が株主の方々です。
この優先順位を逸らすことなくやり続けられれば結果的に株主価値の最大化につながると思っております。
第8期も変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

決算ハイライト

売上高

+95%

YoY

FY2019

39,286 百万円

FY2018 20,127 百万円

売上総利益

+95%

YoY

FY2019

6,850 百万円

FY2018 3,522 百万円

営業利益

+76%

YoY

FY2019

1,193 百万円

FY2018 678 百万円

売上高 単位:百万円 YoY +95%

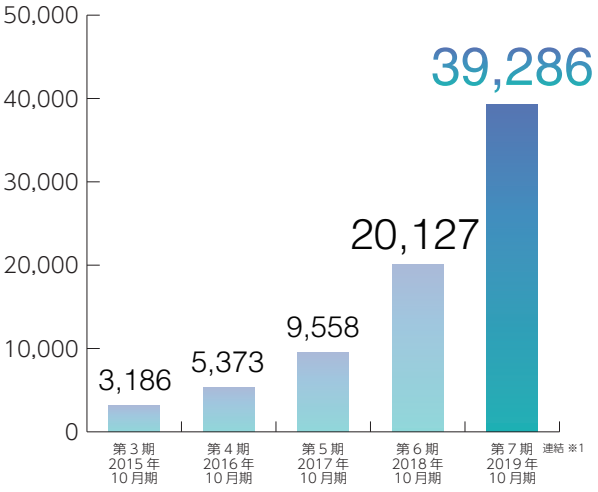

営業利益 単位:百万円 YoY +76%

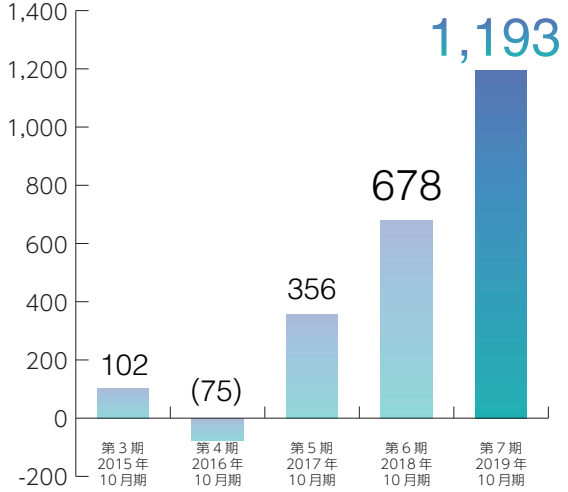

(※1) 当社は当連結会計年度より連結財務諸表を作成しております

経営理念

テクノロジー × イノベーションで、人々に感動を。

VISION ビジョン	世界のトップ企業を創る。
VALUE 価値観	WILL－意志の強さを原動力に、世界を変える
	PROFESSIONAL－誠実なプロフェッショナルである
	WIN-X－“WIN”を何倍（X）にも拡張する

GA TECHNOLOGIES GROUP の描く世界観

人生の中で不動産と初めて接する「賃貸」から、その後の「購入」まで、お客様目線のサービス体験を一気通貫で提供していく

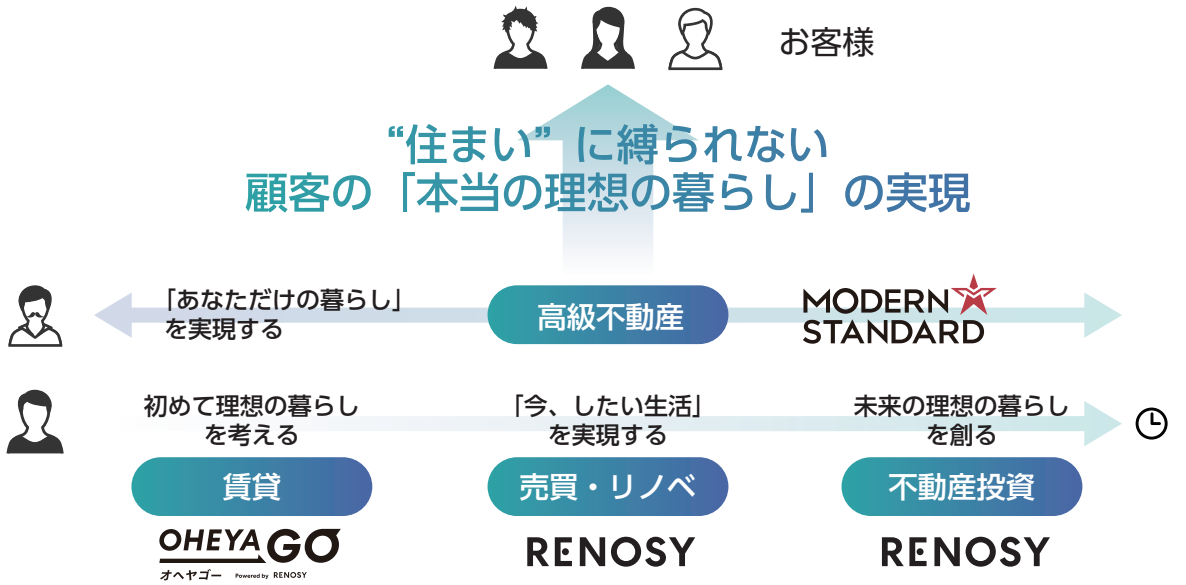

証券コード　３４９１
令和２年１月10日

株　主　各　位

東京都港区六本木三丁目２番１号
株式会社ＧＡ ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
代表取締役社長ＣＥＯ　樋　口　　龍

第７期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第７期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和２年１月27日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　令和２年１月28日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前９時を予定しております。）

２．場　　所　ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room Ａ・Ｂ
東京都港区六本木三丁目２番１号　住友不動産六本木グランドタワー９階
（末尾の「定時株主総会 会場ご案内」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第７期（平成30年11月１日から令和元年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第７期（平成30年11月１日から令和元年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.ga-tech.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
①　事業報告の「新株予約権等の状況」
②　事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
③　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
④　計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.ga-tech.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

⑴　提案の理由

①　当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。また、監督と執行の分離及び業務執行の機動性の向上を図るべく、重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨の規定を新設します。

②　当社は、将来的に機動的な配当政策を実施できるよう、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことができる旨の規定を新設します。これに伴い、取締役会の決議に基づく市場取引等による自己株式の取得は、同規定に基づいて可能となることから、内容の重複する第７条を削除します。

③　当社は、新規に電子決済等代行業の事業展開等を検討しておりますことから、当社規定の目的にその項目を追加します。

④　字句の修正の他、上記変更に伴う条数の変更を行います。

⑤　なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

⑵　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条　【条文省略】	第１条　【現行どおり】
（目的） 第２条 （１）～（２６）【条文省略】 【新設】	（目的） 第２条 （１）～（２６）【現行どおり】 （２７）電子決済等代行業

現行定款	変更案
【新設】	（２８）貸金業
【新設】	（２９）金融商品取引法に基づく金融商品取引業
【新設】	（３０）不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業
（２７）前各号に附帯する一切の事業	（３１）前各号に附帯する一切の事業
第３条　【条文省略】	第３条　【現行どおり】
（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 【削除】 （３）会計監査人
第５条　【条文省略】	第５条　【現行どおり】
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条　【条文省略】	第６条　【現行どおり】
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	【削除】
第８条　【条文省略】	第７条　【現行どおり】

現行定款	変更案
（単元未満株式についての権利の制限） 第９条　当会社の株主は、その有する単元未満元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	（単元未満株式についての権利の制限） 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（株主名簿管理人） 第１０条　【条文省略】 ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ３　【条文省略】	（株主名簿管理人） 第９条　【現行どおり】 ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。 ３　【現行どおり】
（株式取扱規程） 第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第１０条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第１２条～第１８条　【条文省略】	第１１条～第１７条　【現行どおり】

現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第１９条　当会社の取締役は、７名以内とする。	（員数） 第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とし、監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任方法） 第２０条　取締役は、株主総会において選任する。 ２　【条文省略】 ３　【条文省略】	（選任方法） 第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ２　【現行どおり】 ３　【現行どおり】
（任　期） 第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　期） 第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
【新設】	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
【新設】	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現行定款	変更案
（代表取締役及び役付取締役） 第２２条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２　【条文省略】 第２３条　【条文省略】 （取締役会の招集通知） 第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 【新設】 第２５条　【条文省略】	（代表取締役及び役付取締役） 第２１条　取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ２　【現行どおり】 第２２条　【現行どおり】 （取締役会の招集通知） 第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 （重要な業務執行の決定の委任） 第２４条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 第２５条　【現行どおり】

現行定款	変更案
（取締役会の決議の省略） 第２６条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第２６条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第２７条　【条文省略】	第２７条　【現行どおり】
（報酬等） 第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
第２９条　【条文省略】	第２９条　【現行どおり】
（取締役会議事録） 第３０条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名する。	（取締役会議事録） 第３０条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名する。

現行定款	変更案
第５章　監査役及び監査役会	【削除】
（員数） 第３１条　当会社の監査役は、３名以上とする。	【削除】
（選任方法） 第３２条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	【削除】
（任期） 第３３条　当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された当会社の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	【削除】
（常勤の監査役） 第３４条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	【削除】

現行定款	変更案
（監査役の招集通知） 第３５条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役会の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	【削除】
（監査役会規程） 第３６条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	【削除】
（監査役会の決議方法） 第３７条　当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	【削除】
（監査役の報酬等） 第３８条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	【削除】

現行定款	変更案
（監査役の責任免除） 第３９条　当会社は、会社法第４２６条第１項により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、会社法第４２３条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額以上で予め定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	【削除】
（監査役会議事録） 第４０条　監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。	【削除】
【新設】	第５章　監査等委員会
【新設】	（常勤の監査等委員） 第３１条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
【新設】	（監査等委員会の招集権者） 第３２条　監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

現行定款	変更案
【新設】	（監査等委員会の招集通知） 第３３条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
【新設】	（監査等委員会の決議方法） 第３４条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席して、その出席監査等委員の過半数をもって行う。 ２　決議について特別の利害関係がある監査等委員は、議決権を行使することができない。
【新設】	（監査等委員会規程） 第３５条　監査等委員会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
【新設】	（監査等委員会議事録） 第３６条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名する。
第 6 章　会計監査人	第 6 章　会計監査人
第４１条～第４２条【条文省略】	第３７条～第３８条　【現行どおり】
（会計監査人の報酬等） 第４３条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第３９条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 7 章　計　算	第 7 章　計　算
第４４条【条文省略】	第４０条【現行どおり】
【新設】	（剰余金の配当等の決定機関） 第４１条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第４５条～第４６条【条文省略】	第４２条～第４３条　【現行どおり】

現行定款	変更案
【新設】	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第４２６条第１項により第７期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行します。

また、取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	樋口　龍 (昭和57年11月23日)	平成13年４月 佐川急便株式会社入社 平成19年７月 株式会社青山メインランド入社 平成24年４月 株式会社GLOBAL GA　代表取締役就任 平成25年３月 当社設立　代表取締役社長就任（現任）	5,660,000株
2	清水雅史 (昭和55年８月８日)	平成21年１月 株式会社TFDコーポレーション入社 平成24年４月 株式会社GLOBAL GA　専務取締役就任 平成25年３月 当社専務取締役就任（現任） （担当） 投資不動産販売部門管掌	200,000株
3	樋口　大 (平成元年10月23日)	平成24年４月 株式会社オープンハウス入社 平成25年４月 当社入社 平成26年１月 当社取締役就任（現任） （担当） 投資不動産販売、人事総務・情報システム・広報部門管掌	100,560株
4	藤原義久 (昭和30年１月１日)	昭和52年４月 サンウェーブ工業株式会社入社 平成15年10月 サンウェーブリビングデザイン株式会社入社 平成27年４月 株式会社LIXILリニューアル入社 平成28年６月 当社取締役就任（現任） （担当） 建設業部門管掌	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	久夛良木　健（くたらぎ　けん） （昭和25年8月2日）	昭和50年４月 ソニー株式会社入社 平成５年11月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント（現　株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント）取締役就任 平成11年４月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント（現　株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント）代表取締役就任 平成12年６月 ソニー株式会社取締役就任 平成15年11月 ソニー株式会社取締役副社長兼COO就任 平成18年12月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント（現　株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント）代表取締役会長兼グループCEO就任 平成19年６月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント（現　株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント）名誉会長就任 平成21年10月 サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役CEO就任（現任） 平成22年３月 楽天株式会社社外取締役就任（現任） 平成23年６月 株式会社ノジマ社外取締役就任 平成29年８月 アセント・ロボティクス株式会社社外取締役就任（現任） 平成30年１月 当社社外取締役就任（現任） 令和１年６月 スマートニュース株式会社社外取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役CEO 楽天株式会社社外取締役 アセント・ロボティクス株式会社社外取締役 スマートニュース株式会社社外取締役	255,120株

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者樋口龍氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。

3．樋口龍氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社GGAによる所有株式数を含んでおります。
4．久夛良木健氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
5．取締役候補者とした理由
　樋口龍氏は、当社創業者として設立から現在に至るまで当社を成長させてきました。候補者の経営実績、事業における知見、企業価値向上におけるリーダーシップは、今後の当社のさらなる成長に不可欠であると判断し、候補者としております。
　清水雅史氏は、設立から現在に至るまで取締役として当社を成長させてきました。特に営業分野等における豊富な知識と経験を有しており、当社事業に精通しております。候補者の経験は取締役としての意思決定に資するとともに、今後の当社のさらなる成長に不可欠であると判断し、候補者としております。
　樋口大氏は、入社から現在に至るまで当社を成長させてきました。特に営業分野、人事分野及び広報分野における豊富な知識と経験を有しており、当社事業に精通しております。候補者の経験は取締役としての意思決定に資するとともに、今後の当社のさらなる成長に不可欠であると判断し、候補者としております。
　藤原義久氏は、入社から現在に至るまで取締役として当社を成長させてきました。特に建設分野及びリノベーション分野における豊富な知識と経験を有しており、当社事業に精通しております。候補者の経験は取締役としての意思決定に資するとともに、今後の当社のさらなる成長に不可欠であると判断し、候補者としております。
　久夛良木健氏は、主にエンタテイメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験を有しております。候補者の知識及び経験を活かして、当社の経営に対する監督及び提言をいただきたいため、社外取締役候補者としております。
6．当社と久夛良木健氏とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、同氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
7．当社は、久夛良木健氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	中島　和人（なかじま　かずと） (昭和29年２月16日)	昭和51年 ４月　東急不動産株式会社入社 平成23年 ６月　株式会社東急コミュニティー常勤社外監査役就任 平成26年 ４月　東急不動産株式会社常勤監査役就任 株式会社東急コミュニティー社外監査役就任 東急リバブル株式会社社外監査役就任 株式会社東急ハンズ社外監査役就任 株式会社東急設計コンサルタント監査役就任 平成26年 ６月　東急不動産ホールディングス株式会社常勤監査役就任 平成27年 ４月　東急住宅リース株式会社監査役就任 平成29年 ６月　東急不動産株式会社顧問就任	－
2	松葉　知久（まつば　ともひさ） (昭和53年10月25日)	平成16年10月　弁護士登録 平成16年10月　ホワイト＆ケース法律事務所入所 平成22年 ８月　ひかり総合法律事務所入所 平成23年 ７月　金融庁入庁（任期付職員） 平成25年 ９月　SBIホールディングス株式会社入社 平成26年 ９月　村田・若槻法律事務所入所 平成27年 ５月　増田パートナーズ法律事務所入所 平成29年 ３月　GMOドメインレジストリ株式会社社外監査役（現任） 平成30年10月　増田パートナーズ法律事務所パートナー就任（現任） （重要な兼職の状況） 増田パートナーズ法律事務所パートナー GMOドメインレジストリ株式会社社外監査役	－

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	猿渡 裕子（さるわたり ゆうこ） (昭和40年10月15日)	平成元年10月 中央新光監査法人入所 平成５年３月 公認会計士登録 平成８年１月 猿渡公認会計士事務所開所 平成16年７月 税理士登録 平成16年９月 東陽監査法人入所 平成17年５月 株式会社カーセブンデベロップメント社外監査役（現任） 平成22年３月 公認情報システム監査人（CISA）認定 平成25年８月 東陽監査法人社員（現任） （重要な兼職の状況） 東陽監査法人社員 株式会社カーセブンデベロップメント社外監査役	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．各候補者は、社外取締役候補者であります。

３．監査等委員である取締役候補者とした理由

中島和人氏は、不動産業界に対する深い知見を有しているだけでなく、上場会社における多年の監査役経験を有しており、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断し、候補者としております。

松葉知久氏は、企業法務に精通した弁護士としての経験を有しており、また、金融庁における任期付職員としての経験に基づく金融商品取引法をはじめとした諸法令に関する深い知見を備え、監査役経験も有していることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると考え、候補者としております。

猿渡裕子氏は、公認会計士・税理士として多年の経験を有しているだけでなく、監査役経験も有していることから、当社の監査等委員である取締役として適任であると考え、候補者としております。

４．当社は、各候補者の選任が承認された場合は、各候補者との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定でおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする予定です。

５．当社は、各候補者の選任が承認された場合は、各候補者を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　補欠取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

第２号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）候補者である藤原義久氏は、現在当社において建設業許可の要件である経営業務の管理責任者を務めておりますが、法令に定める建設業許可の要件を欠くことになる場合に備え、同氏の補欠取締役として、会社法第329条第３項に基づき補欠取締役１名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
牧野知行（まきのともゆき） （昭和29年10月14日）	昭和52年４月　株式会社杉坂建築事務所入所 昭和55年12月　ブレインデザイン事務所入所 昭和57年12月　株式会社ブレイン建築事務所設立　取締役就任 平成25年９月　牧野建築事務所設立　所長就任（現任） （重要な兼職の状況） 牧野建築事務所所長	－

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．牧野知行氏は、20年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有しており、取締役に就任した際は、幅広い知識と経験を当社業務に活かしていただくことができると判断し、補欠取締役の候補者としております。

３．補欠取締役の選任の効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始（会社法施行規則第96条第３項）の時までであります。なお、牧野知行氏が取締役に就任した場合の任期は、次期定時株主総会の終結の時までであります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成25年３月12日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300,000千円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、５名（うち社外取締役１名）となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額200,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと３名（うち社外取締役３名）となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成30年11月 1 日から
令和元年10月31日まで）

1．企業集団の現況

⑴ 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済をみますと、米中貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱問題等に起因する世界経済の先行き不透明な状況が徐々に実体経済にも影響を及ぼし始めております。

不動産市場におきましては、東京オリンピック・パラリンピック、大阪万博を控え、大都市圏を中心にホテル・商業施設の建設が増加し、土地の価格が上昇するなど、マンション価格の高騰が続いていることもあり、新築マンションの供給件数は低調となっております。

一方で、日銀のマイナス金利政策や政府の住宅取得支援策拡充などを背景に中古マンション需要は高まっており、平成30年11月から令和元年10月の首都圏中古マンション成約件数は38,336件と、前年同期比で1,416件増加しており、成約平米単価も前年比5.7%上昇するなど堅調に推移しております。（公益財団法人 東日本不動産流通機構 統計情報）

このような事業環境の下、当社グループ（当社及び連結子会社）は「RENOSY（リノシー）」の会員数獲得（令和元年10月末現在、会員数累計59,323人）のための広告宣伝及び人財確保のための投資等により、当連結会計年度においても過去最高の販売件数（1,856件）を達成することができました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は39,286,477千円、営業利益は1,193,189千円、経常利益は1,019,722千円、親会社株主に帰属する当期純利益は510,213千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。また、当社グループは「RENOSY（リノシー）」事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,998,914千円で、その主なものは次のとおりであります。

(a) 当連結会計年度中に完成した主要設備

東京本社　本社移転に伴う設備の新設（630,610千円）

(b) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

「RENOSY（リノシー）」事業　システム開発（1,249,932千円）

③ 資金調達の状況

当社グループの成長施策（M&A及び資本業務提携）の資金を調達するため、当事業年度中に金融機関に対して第６回新株予約権（第三者割当による行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付）及び第７回新株予約権（第三者割当による行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付）を発行し、総額5,152千円の払込みを受けました。このうち、第６回新株予約権（第三者割当による行使価額修正条項・下限行使価額修正選択権及び行使停止条項付）については、その全ての行使が令和元年７月12日に完了しております。その結果、当社は609,000株の新株式を発行し、2,092,545千円の資金調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

・平成30年11月１日にリーガル賃貸保証株式会社の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。
・平成30年11月１日にイタンジ株式会社の株式の一部を取得し、その後、平成30年11月16日付で当社を完全親会社、同社を完全子会社とする簡易株式交換を実施し、同社を当社の完全子会社といたしました。
・平成30年11月19日に100%出資子会社、Renosy Finance 株式会社を設立しております。
・令和元年９月11日にイエスリノベーション株式会社の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。
・当事業年度末日後、令和元年12月９日に株式会社 Modern Standardの株式の一部を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。また、令和２年１月15日付けで当社を完全親会社、同社を完全子会社とする簡易株式交換を実施いたします。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第７期 (当連結会計年度) (令和元年10月期)
売　　上　　高　(千円)	39,286,477
経　常　利　益　(千円)	1,019,722
親会社株主に帰属する当期純利益　(千円)	510,213
１株当たり当期純利益　(円)	56.95
総　　資　　産　(千円)	11,839,538
純　　資　　産　(千円)	5,757,236
１株当たり純資産　(円)	610.08

(注) 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第４期 (平成28年10月期)	第５期 (平成29年10月期)	第６期 (平成30年10月期)	第７期 (当事業年度) (令和元年10月期)
売上高（千円）	5,373,624	9,557,609	20,126,760	38,716,828
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△102,099	336,265	641,115	1,247,913
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△133,277	258,828	399,198	677,682
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	△20.69	38.67	53.00	75.65
総資産（千円）	722,839	998,344	4,412,114	11,715,115
純資産（千円）	14,992	336,617	2,436,742	5,928,855
１株当たり純資産（円）	2.26	48.74	289.34	628.28

（注）１．１株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数により算出し、１株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

２．当社は、第６期において株式分割を行っておりますが、第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は当期純損失、及び１株当たり純資産を算定しております。

・第６期：平成30年４月11日付で普通株式１株につき20株の株式分割
平成30年10月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割

３．第６期以降の数値については、会社法第436条第２項第１号の規定に基づきEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第４期及び第５期の数値については、当該監査を受けておりません。なお、第４期及び第５期の数値については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づきEY新日本有限責任監査法人の監査を受けた財務諸表の数値を記載しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
リーガル賃貸保証株式会社	20,000千円	100.0%	家賃債務保証事業
イタンジ株式会社	36,000千円	100.0%	・不動産仲介会社向けの営業支援クラウドシステム「ノマドクラウド」の開発・運営 ・仲介会社と管理会社間のやり取りの自動化を実現する「Cloud ChintAI（クラウドチンタイ）」の開発・運営 ・セルフ内見型お部屋探しサイト「OHEYAGO（オヘヤゴー）」の運営
Renosy Finance株式会社	50,000千円	100.0%	貸金業、投資運用業、不動産特定共同事業に基づくクラウドファンディングの運営
イエスリノベーション株式会社	40,500千円	100.0%	賃貸マンション・アパート専門のデザインリフォーム及びリノベーション

（注）1．平成30年11月１日にリーガル賃貸保証株式会社の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

2．平成30年11月１日にイタンジ株式会社の株式の一部を取得し、その後、平成30年11月16日付で当社を完全親会社、同社を完全子会社とする簡易株式交換を実施し、同社を当社の完全子会社といたしました。

3．平成30年11月19日に100%出資子会社、Renosy Finance 株式会社を設立しております。

4．令和元年９月12日にイエスリノベーション株式会社の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

5．当事業年度末日後、当社は、令和元年11月18日に株式会社RENOSY X（当社が100%出資）を設立いたしました。

また、令和元年12月９日に株式会社Modern Standardの株式の一部を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。今後、同社との間で、当社を完全親会社、同社を完全子会社とする簡易株式交換を実施し、令和２年１月15日をもって、同社は当社の完全子会社となる予定です。

6．当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	イタンジ株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区六本木三丁目２番１号 住友不動産六本木グランドタワー40階
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額	2,552,228千円
当社の総資産額	11,715,115千円

⑷ 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 「RENOSY（リノシー）」事業の強化

(a) 認知度向上・ブランディング強化及びオープン化

当社グループが今後も事業を拡大していくためには、不動産テック総合ブランド「RENOSY（リノシー）」の認知度向上及びブランディング強化による新規会員の獲得が重要であると考えております。当社グループでは、効果的かつ効率的な新規会員の獲得を行うため、インターネット広告からの反響、アポイント、成約実績などの分析を行っておりますが、今後もこれらの活動への取り組みを強化してまいります。

また、「RENOSY（リノシー）」をサードパーティーへ開放し、オープン化することでさらなる認知度向上を図ってまいります。「RENOSY（リノシー）」はこれまでサードパーティーにサイトの開放をしておりませんでしたが、自社の不動産取引だけでなく、不動産業界全体の取引をなめらかにするために、今後はオープン化を進める方針であります。

(b) セールスの強化及び自社開発システムによるセールス支援

テクノロジーとリアルとの融合を図っている当社のビジネスモデルにおいて、セールス体制強化による成約件数の増加及び自社開発システムによるセールス支援（1人当たり売上高の増加）が重要であると考えております。人材の採用、育成にくわえ、業務効率向上のための分業の徹底や不動産ビックデータ、AIを活用したセールス支援体制の構築等、引き続きセールスの強化に取り組んでいく方針であります。

(c) 自社プロダクトの開発

不動産業界のIT化は、他業種に比べて極めて低い状況であります。その要因は様々ではありますが、一つとして不動産取引が非常に複雑なことがあげられます（取引に関係者が多い、ペーパーレス化に向けた法令の未対応等）。そのため、このような複雑な取引が理解されないまま実態にそぐわないプロダクトがITベンダー等によって開発されている状況が散見されます。そこで、当社グループが不動産の事業会社であるという強味を活かして、最も効率化の必要性が高い取引のプロセスについて、自社でプロダクトを開発・使用することで改善を重ね、さらなる業務効率化を図っていく方針であります。

(d) 新賃貸サイト「OHEYAGO（オヘヤゴー）」の強化

OHEYAGO（オヘヤゴー）は、スマートロックを利用し、鍵の受け渡しをすることなくスマートフォンで内見から申し込みまで即日中に手続きが可能なお部屋探しサービスで、令和元年９月にサービスを開始しました。利用者から支持されるためには、掲載物件、内見可能物件の充実が必須であると認識しておりますので、引き続き掲載物件数及び内見可能物件数の増加に注力し、取り組んでいく方針であります。

(e) 海外事業の展開

現在、海外事業を見据えた海外の市場調査をしており、近々、海外にグループ会社数社の設立を考えおります。日本人が海外の不動産を手軽に購入できるようになる、海外の方が日本を含め世界の不動産を手軽に購入できるようになる、そんな世界の実現に向けて海外事業にもチャレンジしていく方針であります。

② 新規事業の創出

既存の主な事業である「RENOSY（リノシー）」事業は、コア事業としてさらに強化を行っていく一方で、新たな収益の柱として、新規事業の創出も必要となってくると認識しております。

具体的には不動産に隣接する新たな領域への進出です。不動産業は、建設、金融、保険等と非常に親和性の高い領域におります。この隣接領域への取り組みとして、建設領域にはAIを活用し間取り図からCADデータを自動生成できる「BLUEPRINT by RENOSY（ブループリント バイ リノシー）」、金融領域には住宅ローンの効率化システムである「MORTGAGE GATEWAY by RENOSY（モーゲージ ゲートウェイ バイ リノシー）」等、新規プロダクトをローンチいたしました。今後もこのような社内システムの外部販売や、不動産に隣接する領域に対してテクノロジーで進出するなど新規事業へのチャレンジを進めていく方針であります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループのさらなる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると認識しております。そのために、当社グループは、監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

④　人材の採用、育成

当社グループは今後の事業の拡大のために優秀な人材の採用、育成が重要な課題であると認識しております。そのため、新卒者の定期的な採用や経験者の中途採用を積極的に実施しております。また、新たに入社した社員に対しては研修を実施する等により人材の育成に取り組んでおります。今後も積極的な採用を計画しており、社員への研修・教育制度を整備することで、優秀な人材の採用、育成に取り組んでいく方針であります。

⑸　主要な事業内容（令和元年10月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
「RENOSY（リノシー）」事業	・不動産総合ブランド「RENOSY（リノシー）」の開発・運営 ・中古不動産の売買及び仲介 ・賃貸物件の契約、集金代行等の管理業務 ・住宅及びオフィスのリノベーションの企画・設計・施工管理 ・会員向け情報提供・資産管理アプリの開発・運営 ・クラウドファンディングの運営 ・自社プロダクトの外販 ・賃貸マンション・アパート専門のデザインリフォーム及びリノベーション ・不動産仲介会社及び管理会社向け営業支援システムの開発・運営 ・セルフ内見型お部屋探しサイト「OHEYAGO（オヘヤゴー）」の運営
そ　の　他　の　事　業	・家賃債務保証事業

⑹ **主要な営業所**（令和元年10月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区
支社	大阪支社（大阪府大阪市）
営業所	名古屋営業所（愛知県名古屋市） GA X-Tech BASE（東京都渋谷区） リノシースタンド渋谷（東京都渋谷区） 福岡営業所（福岡県福岡市）

（注）１．本社は平成31年２月25日に東京都渋谷区より、東京都港区六本木三丁目２番１号住友不動産六本木グランドタワー40階に移転いたしました。
２．令和元年６月７日付で、リノシースタンド渋谷を開設いたしました。
３．令和元年８月１日付で、福岡営業所を開設いたしました。

② 子会社

リーガル賃貸保証株式会社	本社（東京都港区）
イタンジ株式会社	本社（東京都港区）
Renosy Finance 株式会社	本社（東京都港区）
イエスリノベーション株式会社	本社（東京都中央区）

⑺ **従業員の状況**（令和元年10月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	使用人数
「ＲＥＮＯＳＹ（リノシー）」事業	337（42）名
その他事業	10（2）名
合計	347（44）名

（注）1．従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．当期より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
314（37）名	93名増（18名増）	30.5歳	1.6年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（令和元年10月31日現在）

借入先	借入金残高
シンジケートローン	1,551,350千円
株式会社みずほ銀行	708,338千円
株式会社千葉銀行	166,670千円

（注）1．シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計３行からの協調融資によるものであります。

2．当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、取引銀行５行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,450,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	2,350,000千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

・当社は、平成31年２月25日付をもって、本社を東京都港区六本木三丁目２番１号　住友不動産六本木グランドタワー40階に移転いたしました。

・当社の完全子会社であるイタンジ株式会社は、平成31年２月25日付で賃貸借契約のよりスピーディーな締結の実現を目指し、株式会社ダンゴネットと業務提携を行うことを発表しました。

・当社は、平成31年２月27日付で個人の資産形成機会の拡大を目指し、株式会社SBI証券及びその子会社であるSBIマネープラザ株式会社と業務提携を行うことを発表しました。

・当社の完全子会社であるイタンジ株式会社は、平成31年３月26日付で賃貸に係る申込から契約、その後の管理までの取引全体の電子化及び効率化を目指し、ファインネットテクノロジー株式会社と業務提携を行うことを発表しました。

・当社の完全子会社であるイタンジ株式会社は、平成31年７月４日付で賃貸に係る入居申し込みから入居に関するライフサポートまでスピーディーで安心感のあるサービス提供を目指し、株式会社スマサポと業務提携を行うことを発表しました。

・当社の完全子会社であるイタンジ株式会社は、平成31年７月29日付で同社が開発中のセルフ内見型新賃貸サイト「OHEYAGO（オヘヤゴー）」において、不動産管理会社の鍵関連業務効率化及び物件の価値向上を図るべく、大崎電機工業株式会社と業務提携を行うことを発表しました。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（令和元年10月31日現在）

①	発行可能株式総数	34,000,000株
②	発行済株式の総数	9,432,855株
③	株主数	2,184名
④	単元株式数	100株

⑤ 大株主

株主名	持株数	持株比率
樋口龍	3,800千株	40.29%
合同会社ＧＧＡ	1,860千株	19.72%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	676千株	7.17%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	335千株	3.55%
久夛良木健	255千株	2.70%
清水雅史	200千株	2.12%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	198千株	2.10%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	184千株	1.95%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)（常任代理人　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	159千株	1.69%
樋口大	100千株	1.07%

（注）１．持株比率は自己株式（99株）を控除して計算しております。
２．発行済株式の総数は、新株予約権の行使（724,760株）及び平成30年11月16日付の当社を完全親会社、イタンジ株式会社を完全子会社とする簡易株式交換（205,335株）により増加しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（令和元年10月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	樋口 龍	
専務取締役	清水雅史	・投資不動産販売部門管掌
取締役	樋口大	・投資不動産販売、人事、総務、情報システム、広報部門管掌
取締役	藤原義久	・建設業部門管掌
取締役（社外）	久夛良木 健	・サイバーアイ・エンタテイメント株式会社　代表取締役CEO ・楽天株式会社　社外取締役 ・アセント・ロボティクス株式会社　社外取締役 ・スマートニュース株式会社　社外取締役
常勤監査役（社外）	照井壽久	
監査役（社外）	上田克己	・テレビ大阪株式会社　顧問 ・東通産業株式会社　社外取締役
監査役（社外）	尾﨑 充	・株式会社アクティベートジャパンコンサルティング　代表取締役 ・尾﨑公認会計士事務所　所長 ・アクティベートジャパン税理士法人　代表社員 ・株式会社リブセンス　監査役

（注）1．取締役久夛良木健氏は、主にエンタテイメント事業及び技術分野における専門的な知識や幅広い企業経営の経験を有しております。

2．常勤監査役照井壽久氏は、長年にわたり経理・財務業務に従事し、監査役に就任するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3．監査役上田克己氏は、多数の会社において経営に携わっており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。

4．監査役尾﨑充氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5．当社は、取締役久夛良木健氏、常勤監査役照井壽久氏、監査役上田克己氏及び監査役尾﨑充氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
湯 原 心 一	平成31年１月29日	辞任	社外監査役 成蹊大学法学部　准教授
渡 辺 正 志	平成31年３月31日	辞任	取締役CFO

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

(a)当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取　締　役	7名	114,200千円
監　査　役	4	12,750
合　　計 （うち社外役員）	11 (5)	126,950 (21)

（注）１．上表には、平成31年１月29日開催の第６期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び社外監査役１名、平成31年３月31日付で退任した取締役１名を含んでおります。

２．取締役の報酬限度額は、平成25年３月12日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております。

３．監査役の報酬限度額は、平成28年６月23日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内と決議しております。

(b) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社では役員退職慰労金制度が存在しないため、該当事項はありません。

(c) 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　　位	氏　　名	重要な兼務の状況	当社との関係
取締役	久夛良木 健	・サイバーアイ・エンタテイメント株式会社代表取締役CEO ・楽天株式会社　社外取締役 ・アセント・ロボティクス株式会社　社外取締役 ・スマートニュース株式会社　社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	上田克己	・テレビ大阪株式会社　顧問 ・東通産業株式会社　社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	尾﨑　充	・株式会社アクティベートジャパンコンサルティング　代表取締役 ・尾﨑公認会計士事務所　所長 ・アクティベートジャパン税理士法人　代表社員 ・株式会社リブセンス　監査役	特別の関係はありません。

(b)当事業年度における主な活動状況

地　　位	氏　　名	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取　締　役	久孚良木　健	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
常勤監査役	照　井　壽　久	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、監査役会15回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、常勤監査役として主に財務・会計及び内部監査等について適宜発言を行っております。
監　査　役	上　田　克　己	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監　査　役	尾　﨑　　充	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、主に財務・会計及び税務等について適宜発言を行っております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69,750千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、国際会計基準の導入に係る支援業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持するとともに将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、剰余金の配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期についても未定であります。なお、剰余金の配当を行う場合、中間配当及び期末配当の２回に分けて行うことを基本方針とします。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会でありますが、本総会に上程しております第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、期末配当につきましても、取締役会において決定することが可能となります。

⑸ 親会社等との間の取引に関する事項

① 当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等である当社代表取締役社長CEO樋口龍との間で、当社の販売用不動産の販売及び不動産売買契約に係る仲介手数料の受領をしております。

このうち、販売用不動産の販売については、市場価格等を勘案し、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に価格を決定しております。また不動産売買契約に係る仲介手数料の受領についても、一般の取引条件と同様の仲介手数料を設定しております。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等との間の上記①の取引について、当該取引の必要性に留意したうえで、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に条件が決定されていることから当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(令和元年10月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,512,187**	**流動負債**	**2,724,094**
現金及び預金	4,279,181	短期借入金	100,000
売掛金	37,733	1年内返済予定の長期借入金	734,883
販売用不動産	682,683	1年内償還予定の社債	40,000
未成工事支出金	3,800	リース債務	53,261
貯蔵品	22,011	未払金	640,555
前渡金	203,639	未成工事受入金	4,967
前払費用	198,586	未払法人税等	378,320
その他	127,135	未払消費税等	134,604
貸倒引当金	△42,585	アフター保証引当金	17,032
固定資産	**6,327,350**	保証履行引当金	9,221
有形固定資産	**1,072,911**	転貸損失引当金	1,003
建物	770,094	その他	610,244
車両運搬具	3,365	**固定負債**	**3,358,206**
工具、器具及び備品	57,441	社債	150,000
リース資産	229,910	長期借入金	2,179,837
建設仮勘定	12,098	リース債務	203,079
無形固定資産	**4,330,547**	繰延税金負債	239,120
のれん	1,707,025	空室損失引当金	63,010
ソフトウエア	241,188	資産除去債務	301,542
ソフトウエア仮勘定	1,648,857	その他	221,616
顧客関連資産	724,666	**負債合計**	**6,082,301**
その他	8,808	(純資産の部)	
投資その他の資産	**923,892**	**株主資本**	**5,758,568**
投資有価証券	193,165	**資本金**	**1,156,809**
長期預金	22,900	**資本剰余金**	**3,466,917**
敷金及び保証金	617,936	**利益剰余金**	**1,135,189**
その他	89,889	**自己株式**	**△347**
		その他の包括利益累計額	**△3,750**
		その他有価証券評価差額金	△3,750
		新株予約権	**2,418**
		純資産合計	**5,757,236**
資産合計	**11,839,538**	**負債純資産合計**	**11,839,538**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成30年11月１日から
令和元年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**39,286,477**
売上原価		**32,435,510**
売上総利益		**6,850,967**
販売費及び一般管理費		**5,657,777**
営業利益		**1,193,189**
営業外収益		
受取利息	214	
その他	10,250	10,465
営業外費用		
支払利息	57,086	
支払手数料	109,426	
その他	17,420	183,932
経常利益		**1,019,722**
特別損失		
固定資産除売却損	2,262	
減損損失	67,748	
賃貸借契約解約損	42,436	
その他	7,603	120,050
税金等調整前当期純利益		**899,672**
法人税、住民税及び事業税	394,528	
法人税等調整額	△5,069	389,458
当期純利益		**510,213**
親会社株主に帰属する当期純利益		**510,213**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和元年10月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,162,356**	**流動負債**	**2,696,530**
現金及び預金	3,928,136	短期借入金	316,783
売掛金	10,810	1年内返済予定の長期借入金	731,559
販売用不動産	682,683	1年内償還予定の社債	40,000
未成工事支出金	3,800	リース債務	53,261
貯蔵品	21,867	未払金	594,394
前渡金	203,639	未成工事受入金	4,967
前払費用	177,028	未払法人税等	357,463
短期貸付金	50,000	未払消費税等	133,477
その他	93,092	預り金	439,660
貸倒引当金	△8,703	アフター保証引当金	17,032
固定資産	**6,552,758**	転貸損失引当金	1,003
有形固定資産	**1,072,325**	その他	6,927
建物	770,094	**固定負債**	**3,089,729**
車両運搬具	3,365	社債	150,000
工具、器具及び備品	56,855	長期借入金	2,111,073
リース資産	229,910	リース債務	203,079
建設仮勘定	12,098	繰延税金負債	39,406
無形固定資産	**1,722,563**	空室損失引当金	63,010
ソフトウエア	83,361	資産除去債務	301,542
ソフトウエア仮勘定	1,630,393	その他	221,616
その他	8,808	**負債合計**	**5,786,259**
投資その他の資産	**3,757,869**	(純資産の部)	
投資有価証券	193,165	**株主資本**	**5,930,187**
長期預金	22,900	**資本金**	**1,156,809**
関係会社株式	2,836,378	**資本剰余金**	**3,466,917**
敷金及び保証金	616,034	資本準備金	1,555,157
その他	89,391	その他資本剰余金	1,911,759
		利益剰余金	**1,306,807**
		その他利益剰余金	1,306,807
		繰越利益剰余金	1,306,807
		自己株式	**△347**
		評価・換算差額等	**△3,750**
		その他有価証券評価差額金	△3,750
		新株予約権	**2,418**
		純資産合計	**5,928,855**
資産合計	**11,715,115**	**負債純資産合計**	**11,715,115**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成30年11月１日から
令和元年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**38,716,828**
売上原価		**32,299,672**
売上総利益		**6,417,155**
販売費及び一般管理費		**4,998,731**
営業利益		**1,418,424**
営業外収益		
受取利息	454	
その他	5,790	6,244
営業外費用		
支払利息	56,489	
支払手数料	109,426	
その他	10,840	176,756
経常利益		**1,247,913**
特別損失		
固定資産除売却損	2,262	
減損損失	67,748	
賃貸借契約解約損	42,436	
その他	7,603	120,050
税引前当期純利益		**1,127,863**
法人税、住民税及び事業税	373,741	
法人税等調整額	76,439	450,180
当期純利益		**677,682**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年12月23日

株式会社GA ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　真一郎　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　川　政　人　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社GA　ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓの平成30年11月１日から令和元年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GA　ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（株式取得及び簡易株式交換による企業結合）に記載されているとおり、会社は、令和元年12月９日の取締役会において、株式会社 Modern Standardの株式を取得し、その後、会社を完全親会社、株式会社 Modern Standard を完全子会社とする簡易株式交換の実施について決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年12月23日

株式会社ＧＡ　ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　真一郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　川　政　人　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＧＡ　ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓの平成30年11月１日から令和元年10月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（株式取得及び簡易株式交換による企業結合）に記載されているとおり、会社は、令和元年１２月９日の取締役会において、株式会社 Modern Standardの株式を取得し、その後、会社を完全親会社、株式会社 Modern Standardを完全子会社とする簡易株式交換の実施について決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成30年11月１日から令和元年10月31日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法執行規則第118条第５号イの留意した事項並びに同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）　連結計算書類の監査結果

会計監査人　EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年12月25日

株式会社GA　technologies　監査役会

常勤社外監査役　　照　井　壽　久　㊞

社外監査役　　上　田　克　己　㊞

社外監査役　　尾　崎　　充　㊞

以　上

イタンジ の戦略

管理会社向けの業務支援システムを提供しながら、
そこで得られる情報を BtoC 向けサービスの付加価値に

1 BtoB（管理会社）向け 業務支援システム事業

2 BtoC 向け セルフ内見型新賃貸サービス事業

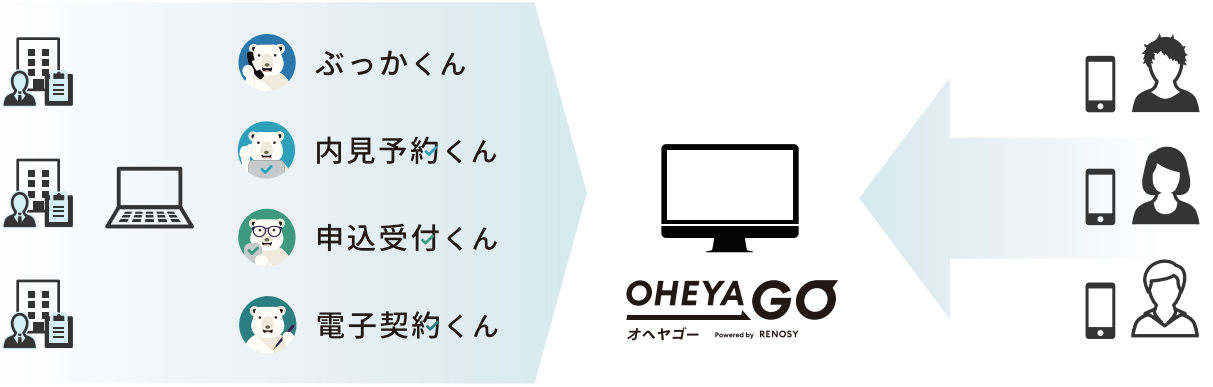

「今見たい、すぐ契約したい」を可能にする OHEYAGO のプロセス

知る → 探す → 確認する → 内覧する → 申し込む → 契約する → 入居する

気に入った物件が見つかったら
誰にも会わずに契約までできる

セルフで内見

スマホで申込、その情報で契約



FY2019.10 主な取り組み

2019.10

2019.09 セルフ内見型お部屋探しサイト「OHEYAGO（オヘヤゴー）」オープン

2019.09 東建コーポレーション様と国交省の社会実験に共同で参画

2019.09 イエスリノベーションを子会社化

2019.09 「申込受付くん」導入社数 No.1 認定

2019.08 マーキュリーへの出資を決定

2019.08 「BLUEPRINT by RENOSY」テストユーザー募集

2019.08 Fukuoka Sales Branch（福岡営業所）開設

2019.07 電子契約サービス「電子契約くん」提供開始

2019.06 RENOSY（リノシー）会員数 5 万人突破

2019.06 「RENOSY STAND SHIBUYA」オープン

2019.05 全国管理会社にスマートロック 10 万台無料提供

2019.05 中古マンション売却サービス「RENOSY SELL」提供開始

2019.04 ノマドクラウドの賃貸利用者数 100 万人突破

2019.04 全国で申込受付くん契約不動産管理会社数 150 社突破

2019.04 オンライン融資申込・審査手続システム「Mortgage Gateway」開始

2019.03 AI スタートアップの AntWorks に対する出資決定

2019.02 不動産オーナー向けアプリ、「OWNR by RENOSY」にリニューアル

2019.01 「RENOSY アプリ」のサービス提供開始

2019.01 Headquarters（東京本社）移転

2018.11 リーガル賃貸保証、イタンジを子会社化

2018.11

Yes Renovation
Package Renovation For Rent

OHEYAGO
オヘヤゴー Powered by RENOSY





RENOSY SELL







RENOSY

OWNR by RENOSY



LEGAL ASSURENT COMPANY

ITANDI

GA テクノロジーズの戦略

自社で不動産事業を行いながらプロダクト開発、
それらを外販、また得られたノウハウを新規事業展開

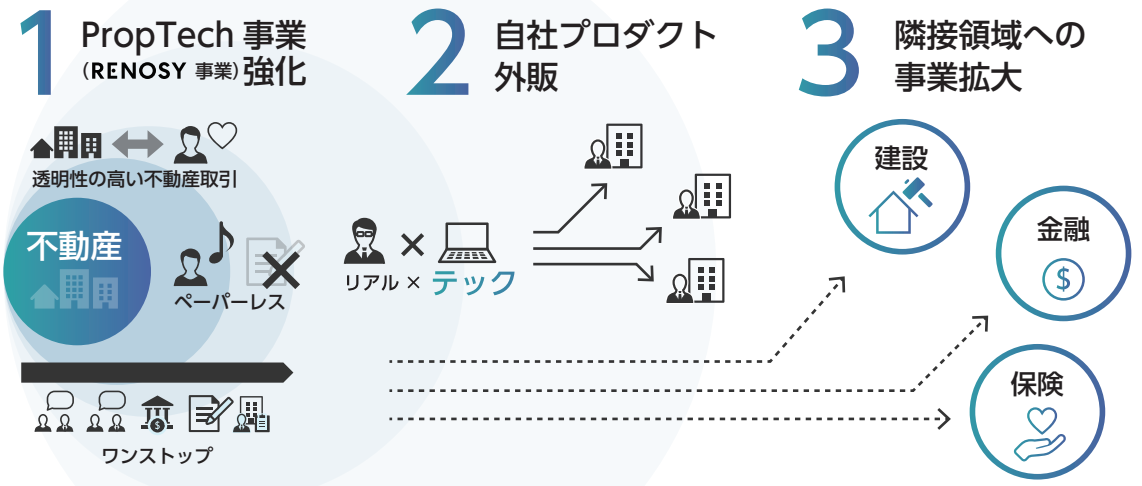

不動産購入を 1Click で を実現する RENOSY のプロセス

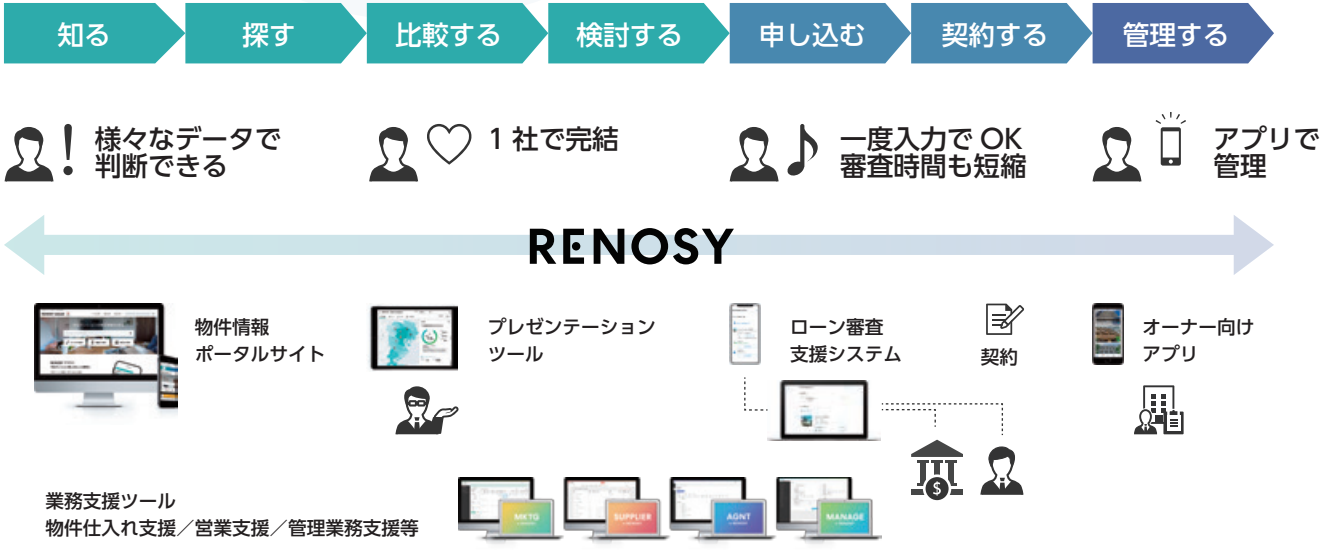

定時株主総会 会場ご案内

会場　ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター　Room A・B
東京都港区六本木三丁目2番1号　住友不動産六本木グランドタワー9階

交通　東京メトロ 南北線「六本木一丁目」駅下車　西口改札より直結
※他改札口からは遠回りになりますので、「西口改札」をご利用いただくとスムーズです。



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。